平成２５年（フ）第３５５号
静岡県磐田市福田中島1478番地の１
破産者　株式会社テラサ
１　決定年月日　平成26年７月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
宮崎県延岡市伊形町2008番地９
破産者　株式会社伸栄建工
１　決定年月日　平成26年７月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６０２号
熊本市南区近見３丁目11番33号
破産者　横山智和子
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４５号
北海道千歳市北陽３丁目５番１―204号　サンコーポラスおさつ２号棟
破産者　関川　　彰
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１７号
静岡県浜松市南区河輪町147番地　メルベーユ302号、前住所静岡県磐田市川袋499番地１
破産者　鈴木　健夫
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
広島県安芸高田市吉田町吉田1489番地11
破産者　砂田　仁美（旧姓中原）
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１０９２号
福岡県大野城市下大利１丁目18番22―602号リブラ95、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市下大利１丁目３番８―303号アーサー下大利アクトステージ
破産者　山口　英介
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８６号
横浜市磯子区磯子３丁目９番17号　間坂タウンハウス３Ｂ号
破産者　佐藤　光一
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４６号
横浜市都筑区南山田町4064番地の３
破産者　岩崎　吉治
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９８号
横浜市磯子区中原１丁目12番９号
破産者　重松　宏幸
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４１号
神戸市西区長畑町２番地の７　吉川ハイツ202号、前住所神戸市北区西大池１丁目11番25―201号
破産者　大西　元貴
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
福岡市中央区桜坂１丁目２番35号
破産者　廣田　桂三
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６６号
静岡市葵区西草深町３番19号グランドハイツ302号、開始決定時住所静岡市葵区川合３丁目６番28号
破産者　圷　　有恒
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２７８号
愛知県東海市名和町砂崎８番地　ＡＲＣ―ＥＮ―ＣＩＥＬ21　502号、従前の住所愛知県東海市富木島町東長口87番地20
破産者　橋本　博之
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２４号
愛知県愛西市大井町宮新田10番地５
破産者　山田　　績
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１４号
大阪市城東区今福南１―４―13、開始決定時の住所大阪市城東区今福南２丁目６番15号
破産者　新堀　了史
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５号
大阪府枚方市北山１丁目66番５―105号
破産者　滝本　直樹
１　決定年月日　平成26年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部